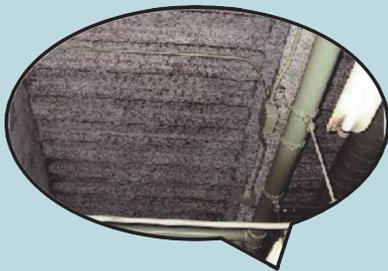


# あなたの建物に 吹付けアスベストが 使われていませんか？

新宿区では、吹付けアスベストの含有調査や除去等を進めるため助成をしています。

建物のアスベスト対策を進めませんか？



吹付けアスベストは、昭和31年から平成17年に建てられた鉄骨造の建物に多く使われてきましたが、平成18年以降使用禁止となりました。使用されたアスベストの経年劣化や損傷、建築物の解体工事によりアスベストが飛散すると、健康被害が拡大するおそれがあるため、その対策が急務となっています。

区では、アスベスト対策として、建築物の所有者・管理者に吹付けアスベストに関する調査依頼及び安全化指導を行うとともに、平成22年度より既存建築物に存在する吹付けアスベストの含有調査費及び除去等工事費を助成しています。

平成29年度より、含有調査についてこれまでの助成制度に加え「アスベスト調査員派遣制度」を新たに開始しています。

ご所有の建築物のアスベスト対策を進めていただくよう、お願いいたします。

## ◆アスベストについて◆

### アスベスト・吹付けアスベストとは？

アスベスト（石綿（せきめん、いしわた）とも言います。）とは、天然に産する繊維状の鉱物を綿のようにもみほぐしたもののことです。耐熱性、耐久性に優れているため、断熱材や保温材等の建築材料のほか、電気製品、自動車、家庭用品等の様々な用途に用いられてきました。

また、吹付けアスベストとは、アスベスト繊維をセメントや水と混合し、吹付けたものを言い、そのうちアスベストの重量が0.1%を超えるものを指します。



アスベスト

耐火被覆材

吸音・断熱材

### アスベストの危険性は？

アスベスト繊維は目に見えないくらい細く、軽いため空気中に飛散しやすく人が吸入すると「肺線維症（じん肺）」「悪性中皮腫」「肺がん」を引き起こす可能性があります。

### 建築物のどのようなところに使われているの？

天井裏、パイプスペース（P.S.）内の壁・柱・梁、駐車場、機械室等に、耐火被覆材、吸音材として使用されています。

## ◆新宿区のアスベスト助成について◆

### ■アスベスト含有調査

- ・調査員派遣：区が委託した調査員が、対象建築物に直接訪問し、アスベストの含有調査を行います。
- ・含有調査費助成：申請者が調査業者と直接契約し負担する吹付け材のアスベストの含有調査費を、区が助成します（**契約前に申請・助成決定が必要です**）。

### ■アスベスト除去等工事

- ・除去等工事費助成：申請者が工事業者と直接契約し負担する吹付けアスベストの除去等工事費の一部を、区が助成します（**契約前に申請・助成決定が必要です**）。

**※申請は、アスベスト含有調査・アスベスト除去等工事それぞれについて、建築物1棟につき1回限りです。**

## ◆対象建築物◆

新宿区内にある、建築基準法の違反が無い建築物のうち、

- ・調査員派遣/含有調査費助成：吹付けアスベストが使用されているおそれのある建築物
- ・除去等工事助成：アスベスト含有調査で吹付けアスベストが有ることを確認済の建築物

**※吹付け材以外の保温材や断熱材、成形板は助成対象外です。**

## ◆対象者◆

区内に建築物を所有する、

- ・個人
- ・中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する者）
- ・分譲マンション等の管理組合の代表者（アスベスト対策を行うことについて、区分所有者の集会の決議により管理者として選任された者を含む）

## ◆申請方法◆

申請書に必要書類を添えて提出してください。

※申請前にお電話等でご相談をお願いします。

## ◆申請期限◆

毎年度、予算の範囲内で助成となります。また、各年度の申請期限があります。申請期限は助成の種類により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

## ◆アスベスト調査員派遣制度◆

### 調査員派遣とは？

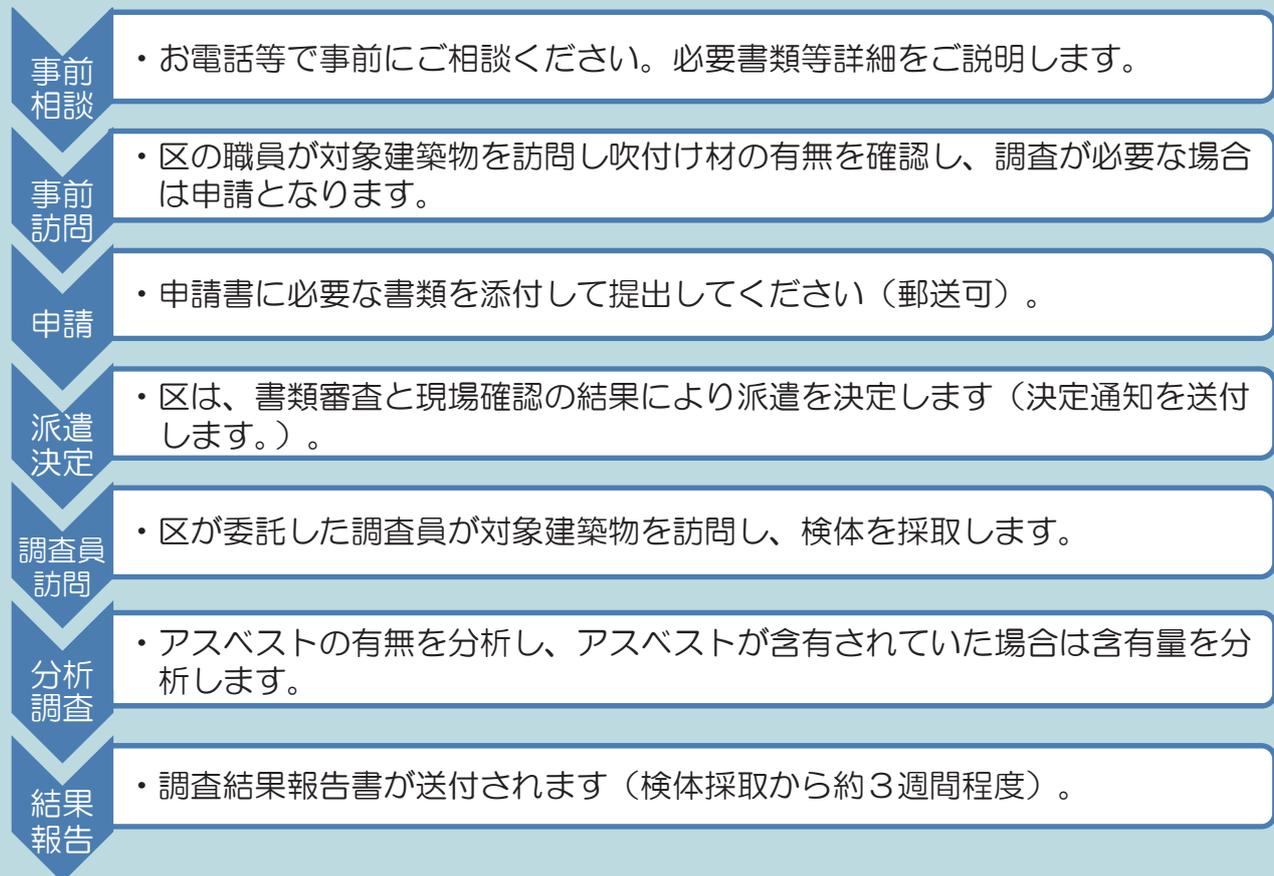
区が委託した調査員が対象建築物に直接訪問して吹付け材を採取し、吹付けアスベストがあるかどうかを分析調査します。

含有調査費助成では必要となる「契約」「支払い」等の手続きは不要です。

※建築物の状況等によりご利用いただけない場合があります。詳細はお問い合わせください。

なお、その場合は含有調査費助成制度をご利用ください。

### 調査員派遣の流れ



## ◆アスベスト含有調査費助成制度◆

建築物の所有者が実施する吹付け建材のアスベスト含有調査に対し、区が助成金を支払う制度です。調査業者との契約前に、助成金を申請し交付決定を受けることが必要です。建築物の状況等により、調査員派遣制度では対応できない場合は、こちらの制度をご利用ください。

### ①助成の対象となる費用

- ・アスベスト含有調査費
- ・アスベスト含有調査等報告書作成費

※年代の異なる増築や複数の吹付け材が施工されていることが明らかな場合を除いて、1棟あたり1箇所の調査が助成対象となります。

※検体採取時に工事が必要となった場合の工事費は助成の対象となりません。

### ②助成金額

含有調査費（消費税相当額を除く）の10/10相当  
ただし上限 25万円/棟

※助成額の算出は1棟の建築物を単位とします。

※助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

## ◆アスベスト除去等工事費助成制度◆

建築物の所有者が実施する吹付けアスベストの除去等の工事に係る費用に対し、区が助成金を支払う制度です。工事業者との契約前に、助成金を申請し交付決定を受けることが必要です。

※解体・改修（リフォーム）に伴ってアスベスト除去が必要となる場合、アスベスト除去に関する費用のみが助成対象となります。

### ①助成の対象となる費用

- ・吹付けアスベスト除去等工事（除去・封じ込め・囲い込み）に係る費用  
→仮設工事費、除去等工事費、除去アスベストの処分費等
- ・関連工事等の費用  
→実施設計計画費、除去工事後の耐火被覆工事費、アスベスト濃度測定費等

### ②助成金額

除去等工事費（消費税相当額を除く）の2/3相当

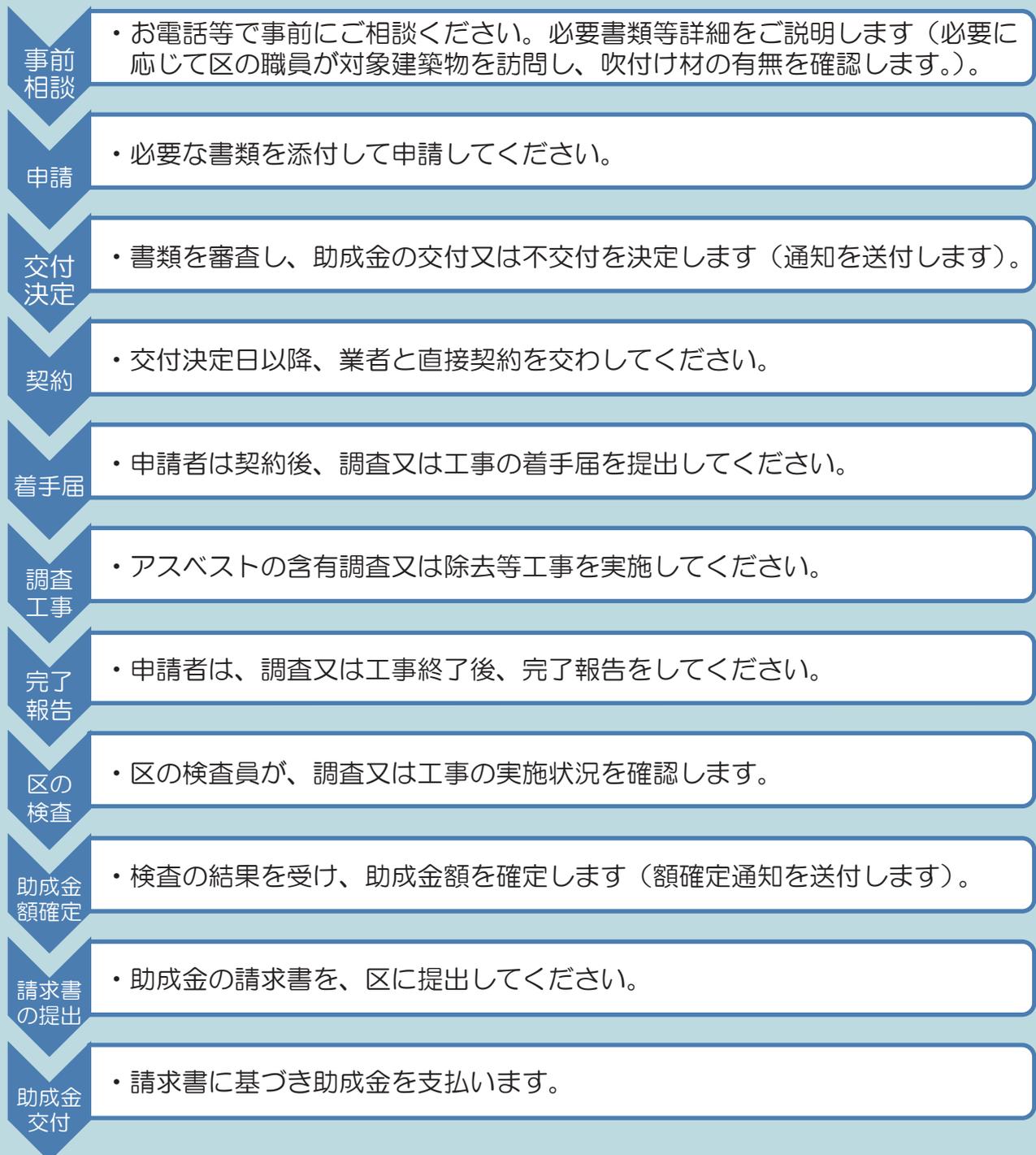
ただし上限	一戸建て住宅	50万円/棟
	分譲マンション・その他	300万円/棟

※助成額の算出は1棟の建築物を単位とします。

※助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てとなります。

## ◆含有調査費助成・除去等工事費助成の流れ◆

※業者との契約前に助成を申請し、助成金の交付決定を受けることが必要です。



- ・ 交付決定後に内容の変更が生じた場合（金額の増減等）は、別途手続きが必要となります。
- ・ 完了報告の際、アスベスト含有調査はアスベスト含有調査結果報告書一式、アスベスト除去等工事は建築工事完了報告書類一式の添付が必要です。
- ・ 助成金の支払い先を業者とすることもできます（委任払い制度）。

◆必要書類◆

提出書類	調査員派遣		調査費助成		除去等工事助成	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人
写真（建物外観、吹付材、吹付材のある場所等）	○		○		○	
平面図等（実施箇所が分かるもの）	○		○		○	
建物の登記簿謄本※（土地の登記簿は不要）	○		○		○	
調査又は工事業者の見積書	—		○	2社分	○	3社分
建築物石綿含有建材調査者登録証等の写し（調査又は工事に携わる業者に在籍する方）	—		○		○	
調査又は工事業者の経歴（実績）書	—		○		○	
アスベスト除去等工事施工計画書	—		—		○	
アスベスト除去等工事に伴う各種許可証、登録証、資格証等	—		—		○	
アスベスト除去数量の積算根拠資料	—		—		○	
アスベスト含有調査結果報告書	—		—		○	
法人登記簿謄本※	—	○	—	○	—	○
常時雇用する従業員数がわかるもの	—	○	—	○	—	○
区市町村民税納税証明 ※	—		—		○	—

※ 証明書類は、3ヶ月以内に取得した原本をご提出ください。

◆共有名義の建物の場合、申請者を除く共有者全員の同意書が必要です。

◆マンション等区分所有の建物の場合、管理組合等の議決書類等をご提出ください。

## ◆よくある質問◆

Q. 平成17年までに建てられた建築物全てに、吹付けアスベストが使われている可能性がありますか？

A. 主に鉄骨造（S造）の建築物に使用の恐れがあります。鉄筋コンクリート造（RC造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建築物は耐火被覆の必要がないため、耐火被覆材としての吹付けアスベストの使用はないと考えられます。

Q. アスベスト調査員派遣制度と含有調査費助成はどう違うのですか？

A. 含有調査費助成は、申請者が業者を決めて契約し支払った費用について、区が助成します。調査員派遣制度は、区が契約した業者を派遣するため、申請者の契約・支払いは不要です。

Q. すでに契約済み又は実施済みの含有調査及び除去等工事も助成の対象となりますか？

A. 契約済み又は実施済みの場合には助成を受けることはできません。契約前に助成申請をし、交付決定を受けた場合のみ助成の対象となります。

Q. アスベストにはいろいろな種類があると聞きました。助成の対象とならないものはありますか？

A. 新宿区の助成では、吹付け材を助成の対象としています。吹付け材以外の保温材、断熱材、成型板は対象となりません。また、吹付け材でも「バーミキュライト（ひる石吹付け）」や「パーライト」等は、アスベスト含有調査の助成（調査員派遣及び含有調査費助成）については対象となりますが、除去等工事費助成の対象にはなりません。

Q. 含有調査の結果、吹付けアスベストの含有が確認されました。どうすればいいですか？

A. アスベストの安全化対策をお勧めします。除去、封じ込め、囲い込みの方法があります。

①除去では、吹付けアスベストを全て取り除き、非アスベスト建材に代替します。

②封じ込めとは、固化剤により吹付けアスベストを固化し飛散しないようにすることです。

③囲い込みとは、吹付けアスベストの施工場所を非アスベスト建材で覆い、粉じんが室内へ侵入しないようにすることです。

封じ込めや囲い込みは、除去に比べ比較的工事期間が短く工事費も安価ですが、将来の解体又は改修の際には除去工事が必要です。



除去



封じ込め



囲い込み

お問い合わせ先：新宿区都市計画部建築調整課

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号（本庁舎8階）  
TEL:03-5273-3544 FAX:03-3209-9227